

入札監理小委員会  
第340回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第340回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年10月10日（金）18:15～19:15

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○（独）農業・食品産業技術総合研究機構等の施設の管理・運営業務

（（独）種苗管理センター）

（（独）農業・食品産業技術総合研究機構）

（（独）農業生物資源研究所）

（（独）農業環境技術研究所）

（（独）国際農林水産業研究センター）

○国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運営業務（厚生労働省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（（独）農業・食品産業技術総合研究機構）

統括部財務課 谷田部課長補佐

統括部財務課契約係 丸山係長

（（独）農業環境技術研究所）

財務管理室用度グループ 吉原グループ長

（厚生労働省）

国立感染症研究所総務部会計課 山内課長補佐

国立感染症研究所総務部会計課契約係 下田平係長、菊地主任

(事務局)

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから第340回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等の管理・運営業務」の実施要項（案）、「国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

最初に「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等の管理・運営業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構統括部財務課谷田部課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。説明は20分程度でお願いいたします。

○谷田部課長補佐 今、御紹介にあずかりました農業・食品産業技術総合研究機構の財務課谷田部でございます。私から説明をさせていただきます。

まず最初に、最後のページに緑の概要がございますが、これをもって全体像をおわかりいただきたいということもありまして、おつけしております。今、御紹介あったように、農研機構等の施設の管理・運営業務ということでこの表があるわけですが、真ん中に地図がございます。これが私ども茨城県つくば市の簡略的な地図ではございますが、その真ん中に青色で線をくくっております。この中がいわゆる我々独法の農研機構とか、その他4独法を含めて5の独法がこの中にあると。丸でピンクとか緑とかいろいろ付されているかと思えますけれども、緑の部分の農研機構にさらに8つの研究所がございます。同一敷地内にある研究所もございますので、敷地で数えれば6つという形で、併せて4つの独法がございますので、合わせて10という形です。

おおむねの距離感についてお話しさせていただきますと、左端の青い点、国際農林水産業研究センターがございます。ここから右下の畜産草地研究所がございます。おおむね4～5キロの間にこういった研究所が散在していると。しかも、敷地がそれぞれごとにございます。もちろん公道をはさんでの話ですけれども、そういった感じで位置があることを御承知おきいただければと思います。

次に業務の内容についてですが、一番上の①から③まで書いてございますけれども、施設等清掃業務、施設警備保安等業務、エレベーター保守点検業務で、毎年度の基本方針の中では、この3つの各個業務について、今回の実施要項をつくって、民間競争入札を実施するという形になっております。というのも、これだけ敷地も散在、研究所も散在しているという中で、いわゆる3つを1つにできないかという案も当然あると思えます。しかしながら、そうすることによって当然ながら配置する人数等も散在する、そういった関係がございますので、結果的に、1者応札を招くというおそれもございますので、今回、3つについてそれぞれやるという形で考えております。

次に、右のほうに、何か所あるのかということで、清掃業務については、農研機構内の6つの研究所、4独法を合わせて10か所が業務エリアという形になります。

次に、右側の②番警備の関係が、農研機構内の5研究所、それと、2つの独法で、7か

所と。これは何ゆえ変わるのかということですが、それは従前から所の予算等の関係もございませぬ。警備をやってなかったところ、あるいは2か所については機械警備を導入しているということで、その分が少なくなって7か所という形です。

次に、エレベーター保守点検業務で、これはもちろんエレベーターを設置している以上、点検等はやらなければいけませんので、これについては設置箇所全部ということで、農研機構内6、3独法で9か所、全てやると10か所になるのですが、1つないのは、種苗管理センターという独法がございませぬけれども、比較的建物が小さいものですから、ここにはエレベーターが設置されてないということで、こういった9か所という形になっております。

次にスケジュールの関係です。一番下です。これについては、3業務ともに同様のスケジュールで行うという予定にしております。

ということで、おおむねの概要的なことをここでお知りおきいただければと思います。A-2-1の概要版の関係です。施設の管理・運営業務の中の施設等清掃業務についての入札実施要項でございませぬ。

まず、公共サービス改革法の趣旨を踏まえて、ここに書いてあるとおり、農研機構、農業生物資源研究所他5法人という形で、民間競争入札実施要項を定めるという形です。

次に、業務の概要についてですが、この5法人の研究本館等いろいろございませぬけれども、労働安全衛生法に係る、いわゆる事業者の講ずる措置という形で職場環境を快適な状態に維持管理したいという形での本業務を行うということでございませぬ。

次に業務の内容でございませぬ。

一般清掃という形で、玄関とかロビーとか、そういった諸々という形で、これについては、床清掃であったり、基本的には床清掃というのは、ほうきあるいは掃除機によるごみの除去・収集という形でございませぬ。汚れがひどい場合はもちろん水拭き等も仕様の中には入っております。次に定期清掃。これは年に1回ですが、ワックスとガラス清掃を行っていただくということでございませぬ。業務場所は計10か所になるという形です。

次に、「確保されるべき対象業務の質」ですが、「業務の内容」は、建物内外の汚れを除去して快適な環境を保ってくださいということでございませぬ。先ほどの業務の内容を適切に実施していただきたいということでございませぬ。

なお、詳細については、資料がありますけれども、別添1、別添2の「仕様書」及び「特記仕様書」には、詳細に行っていただく事項については列記してございませぬ。

次に「請負費用の支払方法」でございませぬ。契約形態は、業務請負契約という形になります。次ページに移りますが、支払方法については、その報告等を受け、適法な請求書を受けた後、30日以内にお支払するという形です。無論、公共サービスの質が達成されないと認められない場合もございませぬでしょうから、その際は、我がほうが改善の指示を行うという形も盛り込んでございませぬ。

次に「実施期間に関する事項」でございませぬ。平成27年4月1日から28年3月31日とい

うことで1年間という形にしております。また、何ゆえ1年間かということについては、現在、各独法の第3期中期計画が27年度末で終わるものですから、その中期計画を超えることができない原則であるということもございまして、1年間と。なおかつ、平成28年4月1日には、国際農林水産業研究センター以外を除く4独法が統合されるという予定になっております。したがって、今回というか次回になりますが、そのときには、統合を考えて、次期の中期計画にもなりますので、3年なり5年なり複数年契約で考えてまいりたいと、かようになっております。

それから、入札参加資格関係ですが、一般的な事項を①から②。それから、③番。本件の清掃については、「建物管理等各種保守管理」においてA、B、Cという形です。

時間の関係もございまして、省略させていただきますけれども、本件に係る特記的なところとして⑦番。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」関係です。これは何を言っているのかといいますと、登録ですので、都道府県知事の登録が必要と。中身としては、建築物における清掃を行う事業あるいは「衛生的環境総合管理業務」ということで登録がなされている者が実施するということです。

それから、⑧として、清掃に関する「ISO9001」を持っていることということで、9001は優れたサービスを提供していますという認証でございます。

それから、⑨の現場責任者については、ビルクリーニング技能士資格を有することということで、無論、ただ清掃してもらっただけではございませんので、どういったふうになればきれいになるのかとかそういった技術を持っている方に責任を持っていただきたいという意味で入れてございます。

次に、5のスケジュール関係。これは先ほど申し上げたものをさらに細かくしたものでございますので、省略させていただきます。ただ、今回の清掃については、いわゆる政府調達に該当するものですから、サービスの中の清掃というのが特定役務という形ですので、官報公告をこの件については行います。それがほかの業務とはちょっと違うかなというところでは。

次に入札書類関係。①の入札書から⑧の誓約書まで書類的にはございます。

次に6の評価方法についてです。落札者の決定について、本業務については最低価格落札方式で採用させていただきます。公共サービス改革の関係からすれば、総合評価落札方式ではないのかという話も当然あるかと思えます。ただ、我がほうの場合、研究所ですので、一般の人が自由に出入りするようなところではありません。ましてや、動物も飼っております。病気等も入っては大変困ります。そういったことで一定の制限を加えて出入りをしているところもございまして。したがって、我がほうとしては、決まった場所、決まったエリア、そこを清掃してくださいということであって、それに対して、総合評価のように、提案をいただいて、それに評価点を加点していくような形ではなくて、最低価格落札方式で、あくまでも安い事業者にご依頼するという形で、我がほうはこのように考えております。

それから、「落札者の決定」に関する事項で、提案依頼書を出していただきますけれども、これは要求要件を述べているだけのものですが、これについては全て満たす必要は当然でございます。予定価格の制限に達しなければ、直ちに再度の入札を行うと。次のページで、いわゆる低入札の関係ですね。その者によっては適正な履行の確保が図れないという場合にあっては、調査をいたしまして、むしろ、それでできる場合は落札者になるわけですが、できないことが調査において判断された際には、次順位者を落札者とする事項をここに記入しております。次に、同価格の際には、くじをいたします。それから、落札者が決定したときには、公表を行うという事項を記入しております。

次に、落札者が決定しなかった場合はどうするのかということで、むしろ再度公告になります。その際には、原則としては、入札条件等のある程度見直すという形になります。全く同じでは、結局同じこととなりますので、そういったことが書いてございます。

次に7番の開示情報の関係です。これは今回の資料にもついておりますけれども、①から⑤に至るまでの部分について全て情報の開示をいたします。

なおかつ、(2)に書いてありますけれども、入札説明会においては、さらに、詳細な説明もいたしますということをご記入しております。

8番に移ります。本業務で消耗品等の関係について書いております。消耗品については、清掃に必要とする洗剤とかそういったものは請負者です。それから、トイレのトイレットペーパーとか、発注者側、職員が使う分については発注者側の負担ですということを明記しております。光熱水料は無償で提供いたします。

それから、9番の関係。当然ながら、報告がある。それから、必要がある場合は調査。それから、的確に実施がなされていないときには、指示等も行うことが書いてあります。

それから、秘密の取扱い関係ですけれども、①から④まで、漏えいしてはいけない事項関係を、これは概要版ですので、要項には詳細に入れてございます。

それから、「契約に基づき請負者が講じるべき措置」関係も、①から⑮までの「契約の解釈」に至るまで事項が記入しております。

次に10番の関係。第三者に損害を加えた場合の関係についてここに記述されております。各5法人が、この業務に関して、当該第三者に対する賠償を行ったとき、これについて賠償額については請負者に求償できます。それから、請負者が当該第三者に賠償を行った場合で、5法人に責めに帰すべき理由がその中にあった場合は、その分は責めに任ずべき金額を超える部分を求償しますよということをご載せております。

次に評価に関する事項関係ですけれども、「本業務の実施状況に関する調査の時期」ということで、本業務に係る運用が終了するのが平成27年度末でございますので、その時点において調査を実施します。調査項目関係については、ここに付されているとおりです。

それから、「意見聴取等」関係で、必要に応じて、請負者から意見の聴取を行います。それから、本業務の実施状況等の結果については、内閣総理大臣及び官民競争入札等監理

委員会にも提出いたしますという事項を入れてございます。

次に、12番については、時間の関係もありますので、一般的な事項とお考えいただいて、割愛をさせていただきたいと思っております。

中でも12番の(2)だけ申し上げておきます。7ページの真ん中辺りです。「本業務の仕様書」で、冒頭にも申し上げましたが、必要な仕様が、別添1「仕様書」、別添2「特記仕様書」という形で示しておることを言わせていただきます。

以上が、施設等清掃業務に係る実施要項の御説明となります。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御意見や御質問のある先生方は、御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでございますか。

○石村専門委員 経費の関係です。もしお聞きしたいのですけれども、21ページ目の別紙1に、「従来の実施状況に関する情報の開示」という形で、従来の実施に要した経費という形で書いてあるのですけれども、単純に、3,900万円、4,400万円、4,500万円と増えてきている。ただ、内訳を見てみると、例えば本部及び中央研究センターは440万円、430万円、次に600万円に上がって、逆に、その下の農業環境技術研究所が630万円、800万円、半分に減って440万円という形になっていまして。これは下の注記によれば、26年度については契約額であるという形で書いてあるのですけれども、内訳がなぜ波打つのかなと思うのですけれども、これはなぜなのでしょう。

○谷田部課長補佐 トータルの金額については、最終的な入札の結果ですので、ある程度の波がございます。それから、入札書の内訳金額を後で提示してもらうわけですが、その際に、どこの落札者になるかによって見方が異なっていくことがございます。

○石村専門委員 従来は1者入札だったと聞いたのです。

○谷田部課長補佐 それは警備の関係でございまして、清掃に関しては、17者前年度も来ております。

○石村専門委員 17者が交代と言ったら何ですけれども、かわって、全体の金額としてはやや右肩上がってきているけれども、その内訳によってはそれぞれの業者によって違うので波うつということですか。

○谷田部課長補佐 そうです。

○石村専門委員 多分、集計の仕方と言ってはおかしいのですけれども、そういう形のことですか。

○谷田部課長補佐 業者による内訳金額の考え方の相違ということですか。我がほうが内訳金額を指示するわけではございませんので、トータル金額に対して、どこの研究所が幾らになりますかとお聞きしたときに、それぞれ年によって変わってくる、業者によっても変わってくるという形です。

○小松専門委員 ちなみに、平成24・25・26年度は、全て業者が違うのですか。

○谷田部課長補佐 単純に言えないところもあるのですが、というのは、平成26年度は4



つの法人で包括契約をやったと。ところが、平成25年度以前は、各独法がそれぞればらばらでやっている。あるいは、農研機構に先ほど6の研究所があると言いましたけれども、それもばらばらにやっている。というのは、経理責任者をそれぞれの研究所に置いていますので、そうすると、その積み上げがこの金額になっているのです。内訳と言っても同じです。

○小松専門委員 逆に言うと、平成24・25年度は、それぞれの業者の出してきた金額が載っていると。

○谷田部課長補佐 そうです。

○小松専門委員 平成26年度は一括したやつを分けたと、そういうことですね。

○谷田部課長補佐 そういうことです。

○石村専門委員 なぜこんなに波打つのかとかいう分析と言ったらおかしいのですけれども、その原因や何かを聞かれてはいるのでしょうか。というのは、予定価格とか、今後、これを見るからに右肩が上がってきて、最近の人件費の高騰や何かを考えると、よくて現状維持で、また増える可能性がある。ただ、基本的に公サ法の趣旨として、サービスの維持とともにコスト削減という趣旨があるので、そうすると、競争入札をした意味が、内容を分析して、予定価格を出すにしても、これだけ増えていると、予定価格が一定の金額にならないのではないかと。つまり、それをちゃんと分析しておかないと、妥当な予定価格を出せないのではないかと思ったのですけれども、それはどうお考えなのか。

○谷田部課長補佐 まず、通常の予定価格の積算については、「物価資料」とか、「建設物価」とか、それらに清掃作業員の人件費とかそういったもので、要は、何人必要かということで、それぞれ積算しております。したがって、昨今の人件費は当然若干上がっているでしょうけれども、そうすると、予定価格自体もその分相応に上がっていくという形には当然なっていくかと思えます。

ただ、落札額については、分析というか、落札率自体はかなり低いものです。要は、予定価格と契約額の間はかなり開いています。そうすると、この間が動く金額にはなってきます。ですから、落札者が、去年は安くやったけれども、今年はもうちょっと高くしても落ちるかなというように、例えば金額をやってしまうと、この中に入っていると落札する可能性も出てきてしまうという形にはなります。ただ、そこを分析したとしても、落札の結果によるものですから、我がほうが予定価格を満たしている以上だめと言うことはもちろんできなくなっています。

したがって、公共サービスとして、今後どう考えていくかというのは、もちろん今お話がありましたけれども、その辺もいろいろ考えて、例えば予定価格のほうの積算の仕方を考えると、そういったことは今後していく必要があるかと思えます。今回やってみてのお話ですけれども、それは考える要素かなと私は思います。

○石村専門委員 ぜひとも。というのは、清掃だけでなく、警備のほうも、21ページを見ると、逆にがぐんと下がったりとか、例えば3400万円が2200万円で、1200万円分下がって

いるところがあれば、研究センターで500万円のところが900万円ぐらいに倍近くに上がったとか、これは一体なぜなのだろうかとすこし考えてしまうのですね。

○谷田部課長補佐 平成26年度の結果は、私どもも、研究所がこんなに上がったたり下がったりしているのは、上がった研究所から怒られたこともあるのですが、とは言いつつも、これは落札の結果ですので、そのところは勘弁していただいているのですが、そういうことも、次に警備のほうはお話ししますが、今回の入札においては、前回は入札期間が短かったというのもありましたので、要は、応札者が1人だから結局独壇場になって高くなった。内訳をどのようにお考えになったかは別ですが、今回は長くして、複数者を望んで、その中で価格競争をしていただく。ですから、低廉な契約も望めるのではないのかなと私どもは思っております。

○石村専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○稲生主査 確かに、多数のものを束ねているので、差額が出てしまうのはどうしてもいたし方なくて。我々としては、今回せっかくまとめていくので、ただ、入札するときには一本の価格で出すわけですから、聞ける範囲でとなるわけですが、例えば人件費の構成とか、物件費がどうなっているとか、これは平成27年度以降、ぜひデータを取って、できるだけ安くできればもちろんこしたことはないと思いますので、その分析はぜひお願いしたいなと思います。

○谷田部課長補佐 わかりました。

○稲生主査 このほか、いかがでしょうか。

○小松専門委員 要項のところに、業務を適切にやってくださいと、清掃で言うと、3ページ目の一番上に「本業務の内容」に示す業務を適切に実施すること。というように簡単に書いておられますけれども、1つは、適切に実施しているかどうかというのはどうやって確認されるのかというところをすこしお考えをお聞かせいただければと思います。

○谷田部課長補佐 確かに、ここには簡単に書いて、総論的なことが出されているということで、御指摘を受けるのではなかろうかとは思っておりました。個々具体的には、仕様書に載っているのと、併せて、提案依頼書も一番後ろについておりますけれども、これによって提案書を出していただきます。その中には、技術要件とか、詳細に項目を載せております。それを確実にやるのですよということで、できるかどうかを提案書で判断いたしますので、この表記上は短いものになっておりますが、評価のほうはそこでできると私どもは思っております。

○小松専門委員 それは業者を選択する際の評価として有効だとは思うのですが、ただ、よく聞くのは、清掃業界は非常に競争の激しいところで、さっきもおっしゃっていましたが、なかなか落札価格が低いままで行ってしまうとかいうケースもよくあって、要は、ちゃんと清掃しているのかという疑問も一部の業者の方はおっしゃることがあるのですね。安くダンピングして取ったけれども、ほとんど掃除してないのではないかみたいな話も聞くので、その辺りの確認ですね。それが多分かなり重要になってくると思う

のですけれども、そこはどのようなふうに行われているのでしょうかという質問です。

○谷田部課長補佐 実際には契約すれば、毎日、報告、確認簿をつけていただいておりますので、ましてや、各研究所に監督職員等もおりますので、その監督職員が契約のとおりに行われていないかどうかというのはちゃんと確認いたします。

併せて、毎月、毎日の日誌がそこに入ってきますので、最終的に一月分ちゃんと履行がなされているかどうかというのを最終確認した上で、報告の御確認をいただいて、支払のほうにも回すという形にしております。

○小松専門委員 要するに、業者から報告を受けて確認をするという、そういう立場ですね。

○谷田部課長補佐 はい。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生主査 このほかはいかがでしょうか。

今回は、最低価格方式ということで、通常の総合評価方式とすこし違うので、提案を受けて加点をすとかという、そういうプロセスが一切ないことはもちろん承知しております。最低価格方式の場合の別紙1に書いてある提案細目は、こういう形でいいかどうかというのは、一応事務局にチェックしてもらってもよろしいですか。どうでしょう。

○事務局 承知しました。

○稲生主査 実は、こちらにも事前にリサーチ不足のところがありまして。恐らくこの提案細目で大丈夫だろうなとは思っておりますけれども、過去に、こちらの小委員会で処理した案件で、同じような項目の書き方がいいかどうかというのを一応チェックをさせていただきます。その上で、事務局を通じて我々のほうで確認をして、最終的にいいならいいという判断をしたいと思っております。もし、足りないところがあれば、また、ちょっと御相談をすることもあろうかと思っておりますので、事務局にちょっと作業をしていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局 承知しました。

○稲生主査 このほかはよろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を後日確認した上で、基本的には議了とする方向で調整を進めたいと存じます。

独立行政法人農研機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただけますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

○稲生主査 別紙1の提案細目のところは、3つの業務ともにチェックをさせていただいて、最終的なゴーサインを出していきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。

( (独) 農業・食品産業技術総合研究機構等退室・厚生労働省入室)

○稲生主査 次に、「国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務」の実施要項(案)について審議を行います。

最初に、実施要項(案)について、厚生労働省国立感染症研究所総務部会計課契約係菊地主任より御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でお願いいたします。

○菊地主任 国立感染症研究所の菊地と申します。よろしくお願い申し上げます。

国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務について、入札実施要項(案)に従いまして御説明させていただきます。

「本業務の内容に関する事項」でございます。1ページでございます。

国立感染症研究所は、感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、また、これを支援するため、研究業務、感染症のレファレンス業務、感染症のサーベイランス業務、国家検定・検査業務、国際協力関係業務、研修業務等の業務を行っております。

国立感染症研究所には施設が3か所ございまして、戸山庁舎、村山庁舎、ハンセン病研究センターの3か所がございます。当該業務を遂行するための施設の1つが本業務の対象となります戸山庁舎でございます。施設の名称及び所在地です。国立感染症研究所戸山庁舎。東京都新宿区戸山1-23-1でございます。

「本業務の対象と内容」については、ここに掲げてあるとおり、設備機器等の維持管理業務と警備保安、受付業務でございます。

2ページ目です。本業務の内容については、こちらに書かれているように、業務の概要、電気設備や空気調和設備、給排水衛生設備、昇降機設備、通信防災設備の点検、整備、運転監視、その他維持管理に必要な業務でございます。警備保安、受付業務に関しては、戸山庁舎に係る警備業務、職員や来訪者の応対等の受付業務でございます。詳細については、仕様書のとおりでございます。

「確保されるべき本業務の質に関する事項」については、こちらに書かれているとおり、応対サービス・施設快適性の確保、業務継続の確保、安全性の確保、環境への配慮、こういったものでございます。

「創意・工夫の発揮の可能性」について、こちらに書かれているとおりでございます。

「業務改善策の提出」については、①②、こういったことがあった場合には、速やかに業務改善策を作成、提出していただき、国立感染症研究所の承認を得なければならないということで、業務改善策の提出でございます。

契約金額については、検査・監督をさせていただきます、契約金額を月ごと支払うということでございます。

4ページの4番の「費用負担等に関するその他の留意事項」でございます。消耗品、光

熱水費、法令変更による増加費用及び損害の負担等について、ここに書かれているとおりでございます。

「実施期間に関する事項」については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとさせていただきます。

入札参加資格については、公共サービス改革法第15条において準用する第10条各号の規定に該当しない者であること等、こちらに掲げているとおりで、(11)までの項目でございます。

7番目「入札に参加する者の募集に関する事項」。入札公告については、平成26年12月下旬を予定してございます。②～⑦まで、こちらに掲げているとおりで、入札・開札等のスケジュール、書類等の評価はこちらに掲げているとおりでございます。

(2)です「入札実施手続」についての留意事項でございます。入札説明会を開催させていただきまして、そちらの参加を必須とさせていただきます。

「入札説明会後の質問の受付」についても、こちらに書かれているとおりでございます。

「入札に係る提出書類」については、(ア) (イ) (ウ) (エ)です。あとは企画書の内容について、こちらに掲げている様式1から様式7までの企画書を評価させていただきまして、その評価の点数及び入札価格を総合的に評価することによって落札者を決定させていただくという考えでございます。

8ページの8番です。「落札者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項」について、落札者の決定は総合評価方式によるものとさせていただきます。なお、評価は国立感染症研究所に設置いたします評価委員会において行うものということで考えております。

質の評価項目については、(1)の①が必須項目審査で100点とさせていただきます、9ページの②「加点項目審査」については、下記の(ア) (イ) (ウ) (エ)の要点に従いまして、合計100点で加点項目審査をさせていただきます。

10ページです。総合評価点については、こちらの計算式によって総合評価をさせていただきたいと考えさせていただきます。

「留意事項」については、(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)のとおりでございます。

11ページです。初回の入札で参加者が決定しなかった場合の取扱いについては、再度の入札を行うものとするということで考えさせていただきます。3度目の入札等については、こちらに掲げているとおりでございます。

9番目「本業務に関する実施状況に関する情報の開示に関する事項」については、別添のとおりでございます。

10番目「事業者を使用させることができる国立感染症研究所の国有財産に関する事項」について、使用可能な感染症の施設、設備等の全て。2番目、事務スペース等の借受けでございます。(3)で「使用目的の制限等」で、本業務と、それに付随する業務以外の目的では使用してはならない等、こちらで注意事項を書かせていただきました。

12ページです。「事業者が、国立感染症研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項」について、(1)「報告等」、(2)「国立感染症研究所による調査への協力」、(3)「指示」、(4)「秘密の保持」、(5)「個人情報の取り扱い」、14ページの(6)「業務の引継ぎ」、(7)「契約に基づき事業者が講ずべき措置」ということで、(7)まで記載をさせていただいております。こちらが18ページまで続かせていただいております。

18ページです。「事業者が本業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項」等について、(1)(2)で書かせていただいております。

19ページです。「公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価に関する事項」については、(1)～(5)で書かせていただいております。

14番目です。「その他本業務の実施に関し必要な事項」としては、(1)「本業務の実施状況等の報告及び公表」でこちらに書かせていただいております。

(2) 検査・監督体制としては、こちらに掲げているとおり設定させていただいております。

20ページです。「事業者が負う可能性のある主な責務等」について、こちら①及び②で、標準例に従いましてこちらに書かせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問や御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

○古笛専門委員 入札参加資格について御質問させていただきたいのですが、何か相反するようなことを言って申しわけないのですが、5ページで、過去5年間に、当研究施設と同規模以上の病原体等を取り扱う研究施設及び病院等医療機関もしくは製薬会社の工場等での契約実績を1件以上有する者というところが要件として掲げられているのですが、こういった要件が厳しくないのかということにはなるところではあるのですが、それと同時に、私たち素人でちょっとわからないのですが、感染症の施設で、逆に言うと、病院と同レベルで大丈夫なのかしらと、質の面でちょっと気になるというところもあるのですが、それは十分御検討された上で、こういった要件ということになっているのでしょうか。

○菊地主任 ありがとうございます。そのとおりでございます。

こちらの入札参加資格に掲げている事項については、厚生労働本省の中の公共調達委員会という審査の部門がございまして、昨年度そちらの委員会でいろいろと検討してございまして、その上で委員の先生方の御了承を得て、こちらを書かせていただいている次第でございます。

○稲生主査 今回、そういう意味では余りにも一般的な業者が来ても、安全性の面で問題もあるし、逆に、P3施設という我々がうかがい知れない、先ほどの打合せのときには、かなり危険なものも含まれているという意味で、専門性が高ければこしたことがないということで、どれだけの業者さんを想定されているのかなということですが、要は、1者応札で競争が働かないというのも我々は大変心配でございますので、その点いろいろ取材されているかもしれませんが、どんな感じでしょうか。複数来そうでしょうか。

○菊地主任 ありがとうございます。

複数来るといのように私どもは認識しております。事実、平成26年度契約にかかる入札説明会において、5者来てくださってございます。そして、実際に説明会に来ていただいて、業者のほうの御判断等によって、実際の開札のときには2者応札がございました。

○小松専門委員 アンケートを計画されているようですが、この対象となる人たちは、職員の方と来訪者というように多分なるのだらうと思うのですが、職員は何名ぐらいいらっしゃるのかということと、それから、来訪される方はどういう方なのか、すこしお教えいただければと思います。

○山内課長補佐 職員の数は大体300名強です。

○小松専門委員 来訪される方はどういう方ですか。研究所なので、一般の方ではないと思いますけれども、研究者とかですか。

○山内課長補佐 研究者等が中心になります。ただ、私ども総務部に対しては、業者の方も当然おいでになりますし、あるいは、大変特殊な病原体とかそういったことを扱っておりますので、マスコミの方とかもおいでになります。

○小松専門委員 アンケートの対象者ですが、職員は対象とされるのだらうと思うのですが、来訪者はどういうふうにご考えておられるのですか。来訪者は対象にしないと言うなら、それで結構なんですけれども、今、アンケートの対象者を具体的にどう想定されているのかなということです。

○山内課長補佐 一応、調査の方法については、19ページの13の(2)「調査の方法」において、実施状況等の調査及び職員等施設利用者の利用満足度を調査という形でやると。

○小松専門委員 この利用者というのがどこまで入るのかというのがすこし気になったのですね。例えば出入りの業者まで聞くのか、新聞記者をつかまえてやってもらうのか、そういう話なのです。研究者の方がたくさん出入りされているようであれば、その方たちに限定してもいいのだらうと思うのですが、逆に言うと、数が少なければ意味がないと思います。

○山内課長補佐 いろいろな方が毎日のように大量に来るとい施設でないことは事実でございますので、やはり職員が中心になってくると考えております。

○小松専門委員 そうすると、利用者は、例えば長期的に来られているような方とか、そういう方を想定されているというふうに理解してよろしいですか。

○山内課長補佐 はい。

○稲生主査 このほかにいかがでしょうか。

○石村専門委員 24/93で、「従来の実施状況に関する情報の開示」で、経費、委託の内容があるのですけれども、平成23年度、平成24年度、平成25年度で、これは上段に「設備機器等の維持管理業務」、下に「警備保安、受付業務」という形で、二段書きですけれども、これは足すと、3年とも大体1億3,500万円ですけれども、平成23年度と平成24年度で、なぜ、上の設備の維持管理が500万円あって、警備保安業務は500万円下がったのかなというの、業者が1者だけだったのですか。

○菊地主任 おっしゃるとおりでございます。平成23年度については1者でございまして、業者さんから、この内訳を確認したときにこのような数字になってございまして、逆転の現象といいますか、申しわけございません、そこまではちょっとうかがい知ることができないのでございます。

○石村専門委員 一応競争入札という形で、今後は参考になっていくと思うので、なぜ上がったのか、その原因なり、なぜかというのは聞いておいていただく必要があるかなというふうには思うので、今後は、その内容を聞いていただけないでしょうか。

○山内課長補佐 その点につきましては、今後、対処してまいりたいと思います。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

このほかはいかがでしょうか。

評価表についても、加算点が100点構成になっていて、緊急時への対応が重要だということで、全体40/100で最高点で配分されている。そこら辺はやはりそういう理解でいいわけですね。緊急時対応を重視していると。

○菊地主任 おっしゃるとおりでございます。

○稲生主査 わかりました。これは重要な施設だと思いますので、内部の評価委員会できちりと判断いただければなと思います。

清水先生いかがでしょうか。何かございますか。よろしいですか。

○清水専門委員 はい。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を後日確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

厚生労働省国立感染症研究所におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、



各委員にその結果を送付させていただきます。  
本日はどうもありがとうございました。